

(様式第2号)

誓約書

令和 年 月 日

宮城県気仙沼土木事務所長 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称、及び代表者の氏名)

私は、宮城県気仙沼土木事務所が発注する建設工事の建設発生土を受入れるにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 「気仙沼土木事務所における建設発生土の民間受入地公募実施要領(試行)」を十分に理解した上で、応募を行います。また建設発生土受入地に登録された場合、誠意を持って受入地を管理します。
- 2 受入地は、申請者が自ら所有する又は土地所有者から受入れについて同意を得た土地です。
- 3 申請者は、宮城県暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団員、暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人ではありません。
- 4 受入地は、廃棄物が不法に投棄された土地ではありません。
- 5 受入れた土砂は申請した目的のみに使用し、転売など営利目的には使用しません。
- 6 民間受入地として登録されていても、土砂の搬入が約束されるものではないことについて了解します。また希望する土量の全てを確保することを求めません。
- 7 受入れ土砂は発生した状態で受け入れるものとし、県が行う通常の残土処理の工程以外の作業(分別等)を求めません。
- 8 受入れ後の土砂は申請者の責任において管理します。土砂の崩落や流失等の事故、溢水や汚水による周辺環境への影響等が発生した場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関に連絡します。
- 9 建設発生土の受入れによる周辺住民等からの苦情については、申請者の責任において対応します。
- 10 建設発生土の受入れにより必要となる関係法令等への対応については、申請者が行います。
- 11 県が行う受入れ土量の検収を妨げないよう、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る土砂の搬入、搬出を行いません。また申請者と受入地の土地所有者が異なる場合、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせませす。
- 12 申請内容に変更又は廃止の事由が生じた場合、要領に従い速やかに定められた手続きを行います。
- 13 上記の事項が守られない又は事実との相違が判明したことを理由に県が行う一切の措置について、異議を申し出ません。